

令和6年度東京都薬局物価高騰緊急対策支援金　よくあるお問い合わせ

分類	No.	項目	回答
1. 対象事業者	1	薬局所在地は都内だが、本店所在地が都外の場合、支援金の対象になるか	対象になります。
	2	保険指定を受けていない薬局だが、支援金の対象になるか	対象になりません。
2. 対象期間	1	対象期間が、「令和6年10月1日から令和7年3月31日まで」となっているが、例えば薬局が10月5日開設でも15万円支給されるのか。	お示しの例では、支給対象となりません。交付申請時に、交付対象期間である令和6年10月1日から令和7年3月31日までにおいて、事業継続していることを誓約いただきます。
	2	上半期は対象にならないのか	今回の支援金は令和6年10月1日から令和7年3月31日が対象期間のため、対象ではございません。
3. 申請 (Web・書面併用)	1	jGrants でないと申請できないのか	Web・書面の併用による申請も可能ですが、この機会に jGrants にご登録いただき、本支援金の申請にご活用ください。
	2	印鑑証明書はいつ提出するのか	郵送で申請する場合に、申請期限までに申請書とともに提出してください。
	3	同一法人で複数の薬局があるが、一括申請ではなく、薬局ごとに個別に申請することは可能か	審査及び支給手続きを迅速に行うため、法人単位で一括の申請をお願いします。
	4	10桁のコードなら把握しているが、7桁の保険薬局コードとは何か	レセプトの請求の際に使用するコードになります。なお、10桁のコードは保険機関コードといい、都内の薬局の場合は「134+7桁の保険薬局コード」で構成されています。
	5	一覧表Excelに保険薬局コードを入れても、薬局名称・薬局所在地が表示されない	7桁の保険薬局コードを正しく入れないと、薬局名称・薬局所在地が反映されません。いま一度ご確認ください。 正しいコードの場合、以下の原因が考えられます。 ・令和6年10月2日以降に薬局を開設 ⇒ 本支援金の対象外です ・所在地変更、法人変更等により遡及指定 ⇒ 電話もしくはお問合せフォームにより、事務局に以下の情報をお伝えください。 ①法人名 ②対象薬局の7桁の保険薬局コード ③対象薬局名称 ④対象薬局所在地 ・その他の事由 ⇒ 事務局にお問合せください。
	6	一覧表Excelに自動表示された薬局名称や薬局所在地が異なる	直接入力欄に、最新の情報を別途入力してください。
	7	薬局の名称や法人に変更があるが、手続きはどのようにしたらよいか。	変更があることがわかった時点で速やかに事務局まで電話または問合せフォームにより御連絡ください。
	8	実績報告時に申請対象施設数を追加することはできるか	交付決定の金額が上限となりますので、追加はできません。
4. 申請 (Jグランツ)	1	Jグランツのアカウントは薬局ごとに取得するのか	GビズID（gBizIDプライム）は、法人の代表者（個人事業主の方はその名義）で取得してください。
	2	Jグランツの操作方法について知りたい	恐れ入りますが、東京都では操作方法について回答できないため、jGrantsヘルプデスクにお問い合わせください。

5. 算定方法	1	算定はどのようにするのか。	令和6年10月1日から令和7年3月31日を交付対象期間として、期間全体で1施設当たり150,000円です。
	2	基準単価とは1か月あたりの単価か。	交付対象期間（令和6年10月から令和7年3月まで）の6か月分の単価です。分割せず1回で支給いたします。
6. その他	1	この支援金は課税対象か。	税務署に御確認ください。
	2	消費税仕入控除税額報告は必要か。	不要です。
	3	支援金の使途制限はあるか。	申請した事業所の運営に充ててください。
	4	過去にこの支援金の支給を受けているが今回も申請できるか。	可能です。
	5	支援金は都の予算の範囲内において交付するとあるが、予算を上回る申請があった場合でも、申請したすべての薬局に支援金は支給されるのか。	申請内容が適正と認められれば、申請したすべての薬局に支援金を支給します。 ただし、適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲内で支給額を調整することがあります。
	6	区市町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の支援金とどちらも支給を受けることができるか。	区市町村の事業と本事業について、対象経費に重複がある場合は、どちらか片方に申請して頂くことになります。 なお、都として、都と区市町村の補助金等が併給可能なケースは、以下を想定しております。 ①区市町村補助事業等が、対象経費を定めていない場合 ②区市町村補助事業等の対象経費に、光熱費を含んでいない場合 ③区市町村補助事業等の対象経費に光熱費が含まれているが、区市町村への申請の際に、光熱費に係る都支援金分を除いて申請を行う場合 ※ただし、申請に際しては該当事業を実施する区市町村にも御確認ください。
	7	区市町村の補助金等の対象期間が令和6年4月1日以降の場合、支援金として重複するか。	本事業の対象期間は「令和6年10月1日から令和7年3月31日まで」としており、区市町村の補助金等が令和6年9月30日以前までを対象期間としている場合は、都としては重複とみなしません。令和6年10月1日以降を対象期間としている場合は、重複とみなします。
	8	補助金は、予算を上回る申請があった場合でも、申請したすべての薬局に支払われるのか。	申請内容が適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲内で支給額を調整することがあります。
	9	補助金が支払われるのはいつごろか。	令和7年5月を予定しています。
	10	申請期限を延長する予定はないか。	年度をまたいでお支払いをするスケジュールであるため、延長する予定はございません。